**日刊　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ｎｏ108**

 **2013/1１/７**

 **連携会議事務局**

図書費の執行について その２

この号は11月15日（金）の定例研修会・連携会議で再度周知するので、当日忘れずに持参してください。

　日刊連携会議107号で、図書費執行に係わる市民図書館の説明概要を整理しました。その後、その整理に基づいて実際に執行決議書を提出した学校に対し、市民図書館から「内訳書は必要です」との連絡があり、市事協事務局から市民図書館に対し問い合わせを行いました。昨6日に市事協事務局から各校に対し「図書費の執行決議書について」FAXが入るまでの経過は以上のとおりです。

　その後、連携会議としても市民図書館に対し説明を求めた結果、以下の通り確認整理できたので、お知らせします。



　結論として「内訳別紙」なるものが必要なのですが、以下に詳しく説明します。

**物品購入等内訳書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 品　　名 | 規　格 | 数量 |
| １ | ノートはだち！　外 | **別紙のとおり** | 39 |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |

問題はココ！

　10月11日の市民図書館の説明資料（執行決議書の記載例）に上図のようなものがありましたが、「別紙のとおり」の「別紙」について、私たちは「納品書・請求書」で足りると認識していましたが、市民図書館側の認識は違ったようです。市民図書館の話では「納品書・請求書とは別に、購入する図書の一覧が分かるものが必要」ということです。ただし、それは、執行決議書の様式で定まっている「別記第1号の４様式　物品購入等内訳書」のことではなく、単に納品書・請求書の内容が分かるものでよい、とのことでした。

**＜整理します＞**

①上の図のように「別紙のとおり」として決議書を作成した場合、納品書・請求書とは別に「内訳別紙」が必要です。

②「内訳別紙」は「別記第1号の４様式　物品購入等内訳書」のことではなく、様式は任意です（③に注意！）

③「内訳別紙」には「本の名前」「規格（”全○○”巻など）」「数量」「単価」「合計金額」などが記載されていること、ヘッダーに「内訳別紙」などと記載されているとなおよい。

**＜蛇足ですが＞**

【蛇足１】 様式は任意とのことなので、私などは業者発行の納品書をコピーして会社印などの不要部分を切り取り、再コピーして打ち分け別紙として添付使用しようと思います。その方が間違いないし。

【蛇足２】 市民図書館の説明の際に、「納品書・請求書以外は不要ですね」との質問に対し「そうです」と返答があり、参加者の大半がそういう認識に立っています。

【蛇足３】 「別記第1号の４様式　物品購入等内訳書」が必要ないのに、「納品書・請求書の内容が確認できる内訳が必要」ということは、明らかに無駄な事務処理です。これでは、今までどおりとほとんど同じなのに、市民図書館がわざわざ改善点として説明した真意はどこにあるのでしょうか。